

いじめの重大事態の発生報告について

1. 生命心身財産に関する事案

学校からの報告日 平成 31 年 3 月 18 日
対象児童生徒 小学校 6 年
事案内容 金銭の授受および暴力行為によるいじめの疑い
重大事態の種別 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）に該当

2. 不登校に関する事案

学校からの報告日 平成 31 年 4 月 1 日
対象児童生徒 中学校 3 年
事案内容 部活動等におけるいじめの疑い
重大事態の種別 いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）に該当

3. 不登校に関する事案

学校からの報告日 平成 31 年 4 月 17 日
対象児童生徒 中学校 2 年
事案内容 部活動におけるいじめの疑い
重大事態の種別 いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）に該当